

京都市「非居住住宅利活用促進税」の概要

税目	非居住住宅利活用促進税(法定外普通税)	徴収方法	普通徴収						
課税客体	市街化区域内に所在する非居住住宅（住宅のうち、その所在地に住所を有する者がいないもの）								
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋価値割 : 非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋) ・ 立地床面積割 : 非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る 1 m²当たり固定資産評価額 × 当該非居住住宅の延べ床面積 								
納税義務者	非居住住宅の所有者								
税率	<p>(家屋価値割) 0.7%</p> <p>(立地床面積割) 家屋価値割の課税標準</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">700万円未満</td> <td style="width: 50%;">: 0.15%</td> </tr> <tr> <td>700万円以上900万円未満</td> <td>: 0.3%</td> </tr> <tr> <td>900万円以上</td> <td>: 0.6%</td> </tr> </table>			700万円未満	: 0.15%	700万円以上900万円未満	: 0.3%	900万円以上	: 0.6%
700万円未満	: 0.15%								
700万円以上900万円未満	: 0.3%								
900万円以上	: 0.6%								
収入見込額	(平年度) 約 9.5億円	徴税費用見込額	(導入前) 約 4 億円 (年間) 約 2 億円						
課税を行う期間	条例施行後 5 年を目途に見直し規定あり								
非課税事項等	<p>(免税点)</p> <p>家屋価値割の課税標準が、条例施行後 5 年間は100万円未満のもの（本則上は20万円未満）</p> <p>(課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供しているもの又は 1 年以内に事業の用に供することを予定しているもの ・ 賃貸又は売却を予定しているもの（事業用を除く）※ <li style="padding-left: 20px;">※ ただし、1年を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない ・ 景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物 等 <p>(減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの（ただし、5年間のみ） ・ 入院、施設入居中のため、居住していないもの 等 <p>(徴収猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非居住住宅の所有者が死亡した場合等は、当該事実が発生した日から 3 年間 								